

等々力陸上競技場の事前確保に関する基準

この基準は、川崎市屋外スポーツ施設利用日程調整に関する要領に基づき等々力陸上競技場の事前確保について必要な事項を定めるものとする。

- 1 事前確保ができる大会等は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) Jリーグ川崎フロンターレの公式試合
 - (2) 川崎市が主催・共催する大会及び事業
 - (3) 川崎市が係る全国大会・指定都市大会及び当番市により主催・共催する大会及び事業
 - (4) 川崎市教育委員会が主催・共催する全市以上を対象とする規模の大会及び事業
 - (5) 次に掲げる内容の一つ以上に該当する、国際大会、全国大会及び関東大会
 - ア 公共性の高いもの
 - イ スポーツ振興に寄与するもの
 - ウ 市民の都市間交流に貢献するもの
 - (6) 次に掲げる内容の一つ以上に該当し、別表に掲げる団体が主催する大会及び事業
 - ア 公共性の高いもの
 - イ スポーツ振興に寄与するもの
 - ウ 市民の都市間交流に貢献するもの
 - (7) その他川崎市が特に認めたもの
- 2 芝の養生の関係で、事前確保ができない場合がある。
- 3 事前確保に関する日程調整会議には、川崎市、川崎市教育委員会及び別表に掲げる団体が参加するものとする。
- 4 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 川崎市陸上競技協会(2) 川崎市サッカー協会(3) 川崎市ラグビーフットボール協会(4) 川崎フロンターレ(5) 施設管理者(6) その他特に必要と認める団体 |
|--|